

新年号

2023年 1月 1日

FUTURE
FUTURE

～ 未来 ～

山下事務所は元氣社長を
応援する社外ブレンです

税理士 山下事務所

Vo 1 . 95

所長挨拶



お客様、明けましておめでとうございます。(喪中のお客様には心よりお悔やみ申し上げます)

昨年はコロナ禍の中、サッカーワールドカップカタール大会が開催され日本は決勝リーグに進みましたが、惜しくもPK戦でクロアチアに敗れてベスト16にとどまりました。最終的にはメッシ率いるアルゼンチンがPK戦でフランスを敗り36年ぶり3度目の優勝となりました。夜中の12時からの試合でしたが、お酒を飲みながら観戦したことを思い出しました。

一方、税務調査ですが、10件程度で調査大好きな私にとっては寂しい限りでした(笑)。

今年10月より消費税インボイス制度が始まりますが、一つ注意点としてクレジット払いについては明細だけでは消費税が控除されません。これは以前から指摘されている内容ですが、税務調査官から領収書が無いので消費税控除は認められない旨の修正申告を要求されるケースが増加しています。お客様各位におかれましてはクレジットカード利用明細と領収書(相手先名の記入)を必ずセットにして保管をお願いします。

さて、令和5年度税制改正大綱が昨年12月16日(金)に発表されました。対策等を含めた詳細については機会を設けて報告したいと思っていますので少々お待ち下さい。

最後に、今年1月19日(木)に山下事務所の方針説明会と新年会を開催します。今回はコロナ対策を考えて全て着席で配膳方式にしました。

尚、今回は今後の事務所運営について重要な発表をします。お時間が許す限り新年会会場のみならず、事務所方針説明会会場の方にも足をお運び頂く様にお願いします。

まだまだコロナ対策、寒さ対策、インフルエンザ対策が必要な時期です。ご自愛ください。

～ 年間税務カレンダー2023 ～

1月



- 期限・本年最初の給与支払日の前日
 - ◆給与所得者の扶養控除等申告書の提出
提出先：給与の支払者(所轄税務署長)
- 期限・1月10日
 - ◆前年12月分源泉所得税・特別徴収住民税の納付
(納期特例届出提出者は1月20日までに納付)
- 期限・1月31日
 - ◆法定支払調書の提出
 - ◆源泉徴収票の交付
(所轄税務署長・受給者)
 - ◆固定資産税の償却資産に関する申告
 - ◆給与支払報告書の提出
(提出義務者・給与の支払いをしている源泉徴収義務者)
(提出先・給与の支払いを受けている者の住所地の各市区町村)
- 期限・1月中において市町村の条例で定める日
 - ◆個人住民税の第4期分の納付

2月

- 期限：2月10日
 - ◆1月分源泉所得税・特別徴収住民税の納付
- 期限：2月中において市町村の条例で定める日
 - ◆固定資産税(都市計画税) 第4期分の納付
- 2022年分の贈与税・所得税確定申告スタート
 - ◆贈与税(2月1日～3月15日)
 - ◆所得税(2月16日～3月15日)

3月

- 期限・3月10日
 - ◆2月分源泉所得税・特別徴収住民税の納付
- 期限・3月15日
 - ◆2022年分所得税の確定申告、贈与税の申告納付
 - ◆申告所得税額の延納届出書提出
 - ◆個人 青色申告の承認申請
(1月16日以後に新たに開業した人は、開業の日から2か月以内)
 - ◆国外財産調書・財産債務調書の提出
- 期限・3月31日
 - ◆個人 2022年分 消費税申告・納付
 - ◆10月1日より登録を受けるためのインボイス発行事業者登録期限

4月

- 期限・4月10日
 - ◆3月分源泉所得税・特別徴収住民税の納付
- 期限：4月17日
 - ◆給与支払報告に係る給与所得者異動届出書の提出(給与支払報告書を提出した方のうち、4月1日までに給与の支払を受けなくなった等の異動が生じた場合)
- 個人 振替納税に掛かる引き落とし日
 - ◆所得税(4月24日)・消費税(4月27日)

- 期限・4月中において市町村の条例で定める日
 - ◆固定資産税(都市計画税) 第1期分の納付
 - ◆軽自動車税の納付

5月

- 期限・5月10日
 - ◆4月分源泉所得税・特別徴収住民税の納付
- 期限・5月中において都道府県の条例で定める日
 - ◆自動車税の納付

6月



- 期限・6月12日
 - ◆5月分源泉所得税・特別徴収住民税の納付
 - ◆住民税の納期の特例適用者は前年12月～5月分の住民税の納付
- 期限・6月中において市町村の条例で定める日
 - ◆個人住民税の第1期分の納付

7月

- 期限・7月10日
 - ◆6月分源泉所得税・特別徴収住民税の納付
(源泉所得税年2回納付の特例適用者は1月～6月までの徴収分を納付)
- 期限・7月18日
 - ◆所得税の予定納税額の減額申請
- 期限・7月31日
 - ◆所得税の第1期分予定納税額の納付
- 期限・7月中において市町村の条例で定める日
 - ◆固定資産税(都市計画税)第2期分の納付

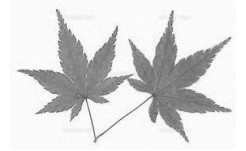
8月

- 期限・8月10日
 - ◆7月分 源泉所得税・特別徴収住民税の納付
- 期限・8月31日
 - ◆個人事業者の消費税の中間申告
- 期限・8月中において都道府県の条例で定める日
 - ◆個人事業税の第1期分の納付
- 期限・8月中において市町村の条例で定める日
 - ◆個人住民税の第2期分の納付

9月

- 期限・9月11日
 - ◆8月分源泉所得税・特別徴収住民税の納付

10月



- 期限・10月10日
 - ◆9月分源泉所得税・特別徴収住民税の納付
- 期限・10月中において市町村の条例で定める日
 - ◆個人住民税の第3期分の納付

11月

- 期限・11月10日
 - ◆10月分源泉所得税・特別徴収住民税の納付
- 期限・11月15日
 - ◆所得税の予定納税額の減額申請
- 期限・11月30日
 - ◆所得税の第2期分予定納税額の納付
- 期限・11月中において都道府県の条例で定める日
 - ◆個人事業税の第2期分の納付

12月

- 期限・12月11日
 - ◆11月分源泉所得税・特別徴収住民税の納付
 - ◆住民税の納期の特例適用者は6月～11月分の住民税の納付
- 期限・本年最後の給与支払日の前日
 - ◆保険料控除申告書・基礎控除申告書兼配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書・住宅借入金等特別控除申告書の提出
- 期限・12月中において市町村の条例で定める日
 - ◆固定資産税(都市計画税)第3期分の納付



インボイス制度の経過措置について

2023年10月1日から、請求書の適格請求書保存方式(インボイス制度)が導入されます。インボイス制度の導入により、売手であるインボイス発行事業者は、買手である取引相手(課税事業者)から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません(また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります)。

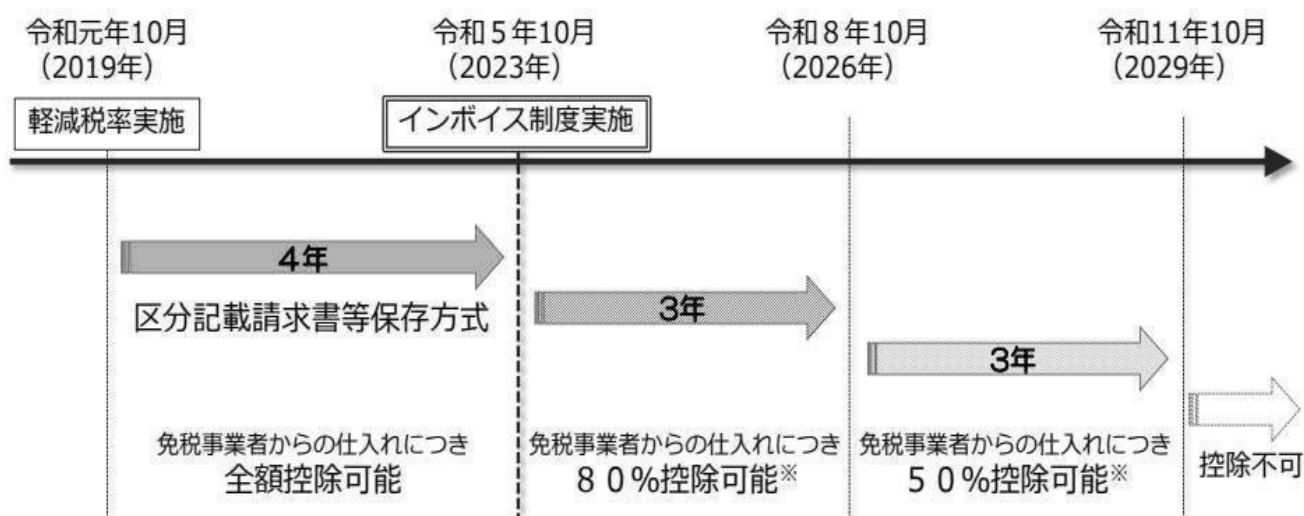
また、買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手(売手)であるインボイス事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となります。

インボイス制度開始後の経過措置について

インボイス制度の開始後は、免税事業者や消費者など、インボイス発行事業者以外の者(以下「免税事業者等」といいます。)から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることができません。

ただし、制度開始後6年間は、免税事業者等からの課税仕入れについても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。

【経過措置期間の運用イメージ】



※ 仕入税額控除の適用にあたっては、免税事業者等から受領する区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等の保存と本経過措置の適用を受ける旨(80%控除・50%控除の特例を受ける課税仕入れである旨)を記載した帳簿の保存が必要となります。

経過措置期間中に免税事業者等からか課税仕入れを行った場合の計算具体例(税抜経理)

令和5年10月1日に免税事業者から商品を取得し110万円を支払った場合

→ 支払った110万円のうち、8万円を仮払消費税等の額として取引の対価から区分し、102万円を商品の取得価額として処理を行うこととなります。